

ワンストップ特例制度について

ワンストップ特例制度とは、寄附先の自治体へ指定の申請書を提出することにより、確定申告の手続きをすることなく、住民税の控除を受けることができる制度です。

◆ワンストップ特例制度にかかる留意事項

- (1) ワンストップ特例の申請は、同封の「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」にご記入の上、「個人番号確認の書類」と「本人確認の書類」を添付し、提出してください。
- (2) 5団体を超える自治体へ寄附を行った場合、年収2,000万円以上の所得者、医療費控除等のために確定申告が必要な場合は、本制度を利用することはできません。確定申告にて寄附金控除を申請してください。
- (3) 転居による住所変更又は婚姻等での氏名変更等、申請書の内容に変更が生じた場合は、寄附をした**翌年の1月10日までに**「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」を当市へ提出する必要があります。**(ふるさと納税をした翌年の1月1日現在の情報での申請が必要です。)**
- (4) ワンストップ特例の適用を受ける場合は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます。

◆申請書に同封いただく書類

「個人番号確認の書類」と「本人確認の書類」のコピーの添付が必要です。下記のいずれかの組み合わせにてご提出ください。**書類が不足する際は、申請を受理できない場合があります。**

	個人番号カード（カード型）を持っている方	通知カード（ハガキ型）を持っている方	個人番号カード・通知カードのどちらもない方
個人番号確認の書類	個人番号カード（裏面）のコピー	通知カードの両面コピー	個人番号が記載された住民票のコピー
本人確認の書類	個人番号カード（表面）のコピー	下記のいずれかのコピーを 1点 ●運転免許証 ●旅券（パスポート） ●身体障がい者手帳 ●在留カード など 上記顔写真付の身分証がない場合は下記から 2点 ●住民票 ●納税証明書 ●印鑑登録証明書 ●健康保険の被保険者証 ●税金・公共料金等の領収書 など	下記のいずれかのコピーを 1点 ●運転免許証 ●旅券（パスポート） ●身体障がい者手帳 ●在留カード など 上記顔写真付の身分証がない場合は下記から 2点 ●納税証明書 ●印鑑登録証明書 ●健康保険の被保険者証 ●税金・公共料金等の領収書 など

※注意※

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に記載された情報を、添付の書類にて確認いたします。**住所・氏名に相違がある場合は、申請を受けることができません。**

◆提出期限

寄附を行った**翌年の1月10日必着**（期限を過ぎた申請はお受けできません。）